

武雄市告示第 1 7 7 号

武雄市お結び事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

武雄市長 小 松 政

武雄市お結び事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、結婚を希望する独身者に対し、縁結び等結婚の成立を支援する事業（以下「お結び事業」という。）を行うことで、定住の促進を図り、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お結び推進員 武雄市お結び推進員設置要綱（平成 2 2 年告示第 2 1 0 号）第 1 条に規定する武雄市お結び推進員をいう。
- (2) 婚約 男女間で将来の結婚を約束することをいう。
- (3) 仮交際 お見合いから本交際前までの期間をいう。
- (4) 本交際 仮交際後、結婚を前提に 1 人の異性と交際する期間をいう。

(事業内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 結婚及びそれに伴う移住についての相談に関すること。
- (2) お結び事業の登録に関すること。
- (3) 縁組の紹介に関すること。
- (4) 結婚を前提にした出会いの場の支援に関すること。
- (5) その他結婚相談及び結婚支援に関すること。

(対象者)

第 4 条 お結び事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、結婚を希望する 1 8

歳以上の戸籍上の独身者であって、内縁関係、同棲関係等事実上の婚姻関係がないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務する者
- (3) 父母又は祖父母が市内に住所を有する者
- (4) 婚約した場合、市内に移住又は定住する意思を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- (1) 武雄市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) その他市長が適当でないと認める者
（登録の申込み等）

第5条 お結び事業の利用を希望する対象者（以下「申込者」という。）は、電子メールにより、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の規定において、申込者は、お結び事業登録票（別記様式。以下「登録票」という。）に官公署が発行する独身であることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 申込者は、登録票を提出するときは、本人確認書類として、運転免許証、旅券、個人番号カードその他の官公署が発行した証明書等で、本人の顔写真が貼付され、現住所が記載されたものを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申込みがあった場合は、申込者又はその家族と面談（以下「登録面談」という。）し、適当と認めたときは、登録台帳に登録するものとする。
（登録票等の運用）

第6条 登録票及び登録台帳（以下「登録票等」という。）は、前条第4項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）のためのお結び事業に係る活動にのみ使用するものとする。

2 市長は、お結び推進員の活動に必要なときは、登録票等の情報をお結び推進員に共有するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録票の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

（有効期間）

第8条 第5条第4項の規定による登録の有効期間は、登録日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の有効期間が満了する登録者で、引き続き登録を希望するものは、当該期間が満了する日の1箇月前までに、再度第5条第1項に規定する申込みを行わなければならない。

(紹介)

第9条 市長は、第5条第4項の規定による登録をしたときは、登録者の意向を聴取し、希望の条件に相当する相手又は適当と認められる相手を紹介するよう努めるものとする。

- 2 前項の紹介は、登録面談後からおおむね10日以内に行うものとする。

(報告)

第10条 登録者は、前条の規定により紹介された相手との交際状況について、次に定めるところにより市長に報告するよう努めなければならない。

- (1) 仮交際を開始したときは、仮交際の日からおおむね2週間後に報告すること。
- (2) 本交際を開始したときは、奇数月ごとに報告すること。ただし、本交際を開始した月が奇数月であるときは、翌奇数月から報告するものとする。

(休止及び再開)

第11条 登録者は、次に掲げる事由により、登録の休止を希望する場合、市長に申し出なければならない。

- (1) 仕事が著しく多忙となり、活動に必要な時間を確保することが困難になった場合
- (2) 病気、怪我その他健康上の理由により活動が困難になった場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

- 2 休止を希望する登録者は、休止を希望する月の前月末日までに、市長に電子メール等で休止する旨の申出をしなければならない。

- 3 休止の期間は、原則として1箇月単位とし、連続して最長6箇月間とする。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 4 休止の期間の延長を希望する場合は、休止の期間が満了する日の1週間前までに、市長の承認を得なければならない。

- 5 休止の期間は、有効期間に含むものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すも

のとする。

- (1) 第8条第1項の有効期間を経過したとき。
- (2) 登録者が婚約したとき。
- (3) 登録者が登録の取消しを申し出たとき。
- (4) 登録票に不実又は虚偽の記載があったとき。
- (5) 他の登録者に対して不誠実又は不適切な行為があったとき。
- (6) 市長の指示に従わないとき。
- (7) その他市長が不適当と認めるとき。

(ストーカー行為の通報等)

第13条 市長は、第9条の紹介による交際において、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく規制の対象となる不適切な行為を認めるときは、登録者の求めに応じ警察署に通報するなどの適切な処置を行うものとする。

2 交際及び結婚については、登録者が自己の責任において決定するものとし、交際中から結婚後までの登録者同士の関係に係る事故等については、市はその責任を負わない。

3 人格、経歴、性癖その他登録票では確認できない個人特有の事項については、登録者が、自己の責任において取り扱うものとし、市はその責任を負わない。

(守秘義務)

第14条 お結び事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にお結び事業を利用している者は、この告示の施行の日において第5条第4項の登録を受けたものとみなす。